



世帯主が万が一の場合の公的保険、「遺族年金」をご存知ですか？

●遺族年金とは…国民年金、厚生年金の制度で、被保険者等が亡くなられた場合に、のこされたご家族に支給されます。亡くなられた方の職業や収入、家族構成等によってその額と支給期間が決まります。

遺族年金額(概算値)早見表(2025年7月現在)

会社員・公務員等の世帯	平均年収	子の数	遺族厚生年金	遺族基礎年金		中高齢寡婦加算	合計	月あたり
				基本額	子の加算			
	約200万円	子2人の期間	約 20.5 万円	約 83.1 万円	約 47.8 万円	約 — 万円	約 151.5 万円	約 12.6 万円
		子1人の期間		83.1	23.9	—	127.6	10.6
		子0人の期間		—	—	62.3	82.9	6.9
	約400万円	子2人の期間	41.1	83.1	47.8	—	172.1	14.3
		子1人の期間		83.1	23.9	—	148.2	12.3
		子0人の期間		—	—	62.3	103.4	8.6
	約500万円	子2人の期間	51.3	83.1	47.8	—	182.4	15.2
		子1人の期間		83.1	23.9	—	158.4	13.2
		子0人の期間		—	—	62.3	113.7	9.4
	約800万円	子2人の期間	82.2	83.1	47.8	—	213.2	17.7
		子1人の期間		83.1	23.9	—	189.3	15.7
		子0人の期間		—	—	62.3	144.5	12.0

- ・本表は2025年(令和7年)7月現在の公的年金制度に基づいて作成しています。
- ・遺族厚生年金は、厚生年金の加入期間を25年間(300月)として算出していますが、各年金額は計算上の概算値であり、将来の給付を保証するものではありません(2003年(平成15年)4月以降適用の総報酬制により計算しています)。
- ・子とは、18歳年度末を迎えるまで(または障害等級1級・2級に該当する20歳未満)の未婚の子です。
- ・千円未満は切り捨てで表示しています。

自営業者等世帯				遺族基礎年金		老齢基礎年金	合計	月あたり
				基本額	子の加算			
	妻が受け取る年金額	子のいる妻	子2人の期間	約 83.1 万円	約 47.8 万円	約 — 万円	約 131.0 万円	約 10.9 万円
			子1人の期間	83.1	23.9	—	107.1	8.9
			子0人の期間	—	—	—	—	—
		子のいない妻	妻が65歳以降の期間	—	—	83.1	83.1	6.9
			妻が40歳未満の期間	—	—	—	—	—
			妻が40歳～64歳の期間			—	—	—
			妻が65歳以降の期間			83.1	83.1	6.9
	子のみが受け取る年金額	子2人の期間		83.1	23.9	—	107.1	8.9
		子1人の期間		83.1	—	—	83.1	6.9

- ・妻は老齢基礎年金を満額受給するものとして計算しています。
- ・子とは、18歳年度末を迎えるまで(または障害等級1級・2級に該当する20歳未満)の未婚の子です。
- ・千円未満は切り捨てで表示しています。

【注】本記載は、2025年7月現在の遺族年金等の概要を説明したものです。詳細につきましては、年金事務所等にご確認ください。

出典：セールズ手帖社保険FPS研究所試算